

輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る取扱いについて

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00065

沿革 令和6年7月26日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、次の各号のいずれかに該当する輸出貨物等のうち、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の16の項に該当する貨物の輸出又は同別表第1の2から16までの項に該当する仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸（以下「対象貨物の輸出等」という。）に係る株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）に対する通知及び対象貨物の輸出等ができなくなったことによる損失のてん補について定める。

- 一 貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下同じ。）に基づき保険契約を締結する場合は、同約款第2条第4号に定める輸出貨物等
- 二 限度額設定型貿易保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004。以下同じ。）に基づき保険契約を締結する場合は、同約款第3条第2号に定める輸出貨物等
- 三 簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006。以下同じ。）に基づき保険契約を締結する場合は、同約款別表に定める輸出契約又は仲介貿易契約に係る輸出貨物又は仲介貿易貨物（ただし、輸出者等の保険契約において、同約款第11条第1号のてん補危険がてん補されない場合は、本規程を適用しない。）

(定義)

第2条 この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）並びに貿易一般保険約款、限度額設定型貿易保険約款及び簡易通知型包括保険約款（以下「約款」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。

- 一 「輸出者等」とは、輸出者又は仲介貿易者をいう。
- 二 「輸出契約等」とは、輸出契約又は仲介貿易契約を含む一の契約をいう。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。
 - イ 限度額設定型貿易保険約款に基づき保険契約を締結する場合であって、一の契約に技術提供契約が含まれ、かつ当該技術提供契約に基づく技術の提供又はこれに伴う労務の提供の対価の額が輸出契約に基づく輸出貨物の代金の額又は仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金の額のいずれをも超えるとき。
 - ロ 簡易通知型包括保険約款に基づき保険契約を締結する場合であって、一の契約に技術提供契約が含まれるとき。
- 三 「輸出等許可」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第48条第1項又は第25条第4項の規定に基づく許可をいう。
- 四 「客観要件」とは、貨物の輸出にあつては、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）の各号のいずれか又は輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成20年経済産業省令第57号）の各号のいずれか、仲介貿易貨物の販売又は賃貸にあつては、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成18年経済産業省令第101号）に該当することをいう。
- 五 「インフォーム要件」とは、輸出者等が、貨物の輸出にあつては、輸出令第4条第

1 項第 3 号ロ又はニ、仲介貿易貨物の販売又は賃貸にあつては、外国為替令（昭和55年政令第260号）第17条第 3 項第 2 号ロに基づき経済産業大臣から輸出等許可の申請をすべき旨の通知を受けたことをいう。

（てん補危険等）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当した場合は、貿易一般保険約款第 4 条第10号、限度額設定型貿易保険約款第 4 条第10号又は簡易通知型包括保険約款第12条第10号のてん補事由に該当することとし、日本貿易保険は、当該事由により輸出契約等に基づき貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売若しくは賃貸することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。ただし、簡易通知型包括保険約款に基づき保険契約を締結する場合は、同約款第 8 条第 2 項第 6 号の規定に基づき、確定前通知により、当該輸出契約等について保険関係を成立させることを要件とする。

- 一 貿易一般保険約款に基づき保険契約を締結する場合であつて、保険契約締結後に、対象貨物の輸出等が客観要件又はインフォーム要件（以下「補完的輸出規制等」という。）に該当し、輸出等許可の申請に対して不許可処分を受けたとき。
- 二 限度額設定型貿易保険約款に基づき保険契約を締結する場合であつて、輸出契約等の保険関係成立後に、対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当し、輸出等許可の申請に対して不許可処分を受けたとき。
- 三 簡易通知型包括保険約款に基づき保険契約を締結する場合であつて、輸出契約等の締結後かつ船積前までに、対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当し、輸出等許可の申請に対して不許可処分を受けたとき。

（通知）

第 4 条 輸出者等は、対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当したことにに基づく輸出等許可の申請を行う必要はないことを確認しなければならない。

2 輸出者等は、次の各号のいずれかに該当した場合は、その旨を別紙様式により日本貿易保険に通知しなければならない。

- 一 貿易一般保険約款に基づき保険契約を締結する場合であつて、保険契約締結時まで（貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（平成29年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00016）に係る保険契約にあつては、保険契約申込みまで。）に対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当したとき（ただし、保険契約締結時までに輸出許可を取得したときを除く。）。
- 二 限度額設定型貿易保険約款に基づき保険契約を締結する場合であつて、保険関係成立までに対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当したとき。
- 三 簡易通知型包括保険約款に基づき保険契約を締結する場合であつて、輸出契約等の締結後船積みまでに対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当したとき（ただし、船積までに輸出等許可を取得したときを除く。）。

3 貿易一般保険約款又は限度額設定型貿易保険約款に基づき保険契約を締結する場合においては、輸出者等は、次の各号のいずれかの時点後に、対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当し、これに基づく輸出等許可の申請をしたときは、当該申請をした日から 1 週間以内にその旨を別紙様式により日本貿易保険に通知しなければならない。

- 一 貿易一般保険約款に基づき保険契約を締結する場合においては、保険契約締結の時点
- 二 限度額設定型貿易保険約款に基づき保険契約を締結する場合においては、保険関係成立の時点

（保険申込の起算日）

第 5 条 貿易一般保険約款に基づき保険契約を締結する場合であつて、保険契約締結時ま

でに対象貨物が補完的輸出規制等に該当したときは、貿易一般保険の各手続細則又は貿易一般保険包括保険の各特約書の規定に基づく保険の申込期限の起算日及び保険申込みの遅滞の起算日は、輸出契約等締結日（契約発効条件付の場合は当該契約発効日をいう。）又は輸出等許可取得日のいずれか遅い日とする。

（免責）

第6条 日本貿易保険は、各約款に規定するもののほか、対象貨物の輸出等について、次の各号のいずれかの時点までに対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当したときであって、当該時点後に補完的輸出規制等による輸出等の不許可処分がなされ、輸出契約等に基づき貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売若しくは賃貸することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任じない。

- 一 貿易一般保険約款に基づき保険契約を締結する場合は、保険契約締結の時点
- 二 限度額設定型貿易保険約款に基づき保険契約を締結する場合は、保険関係成立の時点
- 三 簡易通知型包括保険約款に基づき保険契約を締結する場合は、輸出契約等締結の時点

（保険金不払、保険金返還）

第7条 日本貿易保険は、各約款に規定するもののほか、輸出者等が第4条第2項又は第3項の規定に基づく通知を怠った場合は、当該保険契約に係る保険金の全部若しくは一部を支払わず、又は当該保険契約に係る保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（保険契約の解除）

第8条 貿易一般保険約款に基づき保険契約を締結する場合、日本貿易保険は、貿易一般保険約款第10条に規定するもののほか、輸出者等が第4条第2項又は第3項に規定する通知を怠った場合は、当該保険契約を解除することができる。

（保険金の請求）

第9条 被保険者その他の保険金の支払を請求する者は、各約款に関する手続細則別表記載の書類のほか、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険の本店に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和6年8月1日から実施する。

別紙

輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る通知書

年 月 日

株式会社
日本貿易保険 御中

被保険者(申込者)

住所

氏名

印

保険契約の対象となる輸出契約等の（輸出・仲介貿易）貨物について（インフォーム要件・客観要件）に該当する事由が発生しているので、下記のとおり通知します。

記

1. 保険契約の内容

(1) 保険種

(2) 証券番号(簡易通知型包括保険の場合は包括契約管理番号も併せて記載)

(3) 保険契約締結(申込み)年月日

(4) 輸出契約等締結日(貿易一般保険の場合は記載不要)

(5) 品名

(6) 貨物の用途

(7) 数量

(8) 仕向地

(9) 最終需要者

(10) 支払人

(11) 支払国

(12) 保証国

2. 通知事由の発生年月日

3. 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課への許可の申請年月日

4. 通知事由発生にいたった経緯

注：通知書の提出部数は、1通です。